

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

広島県

2 構造改革特別区域の名称

ITひろしま・産業人材育成特区

3 構造改革特別区域の範囲

広島県の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 本県産業の概要

広島県は、明治から昭和の終戦を迎えるまで、日本の軍事拠点の一つであった。そのため、当時の最高水準の工業技術が「軍需技術」という形で蓄積され、戦後、造船や自動車、鉄鋼産業などの著しい発展につながってきた。また、県東部地域を中心に、家具や繊維などの伝統産業で培われた技術力を活かして、様々なものづくり産業が集積してきた。これらの技術集積を背景として、広島県は、全国でも有数の工業県（ものづくり県）として発展してきた。

近年では、輸送用機械（自動車、造船）、鉄鋼及び一般機械などの基幹産業に加えて、東広島市から福山市に至る県の中央・東部地域を中心として、半導体や携帯電話などのエレクトロニクス関連産業の集積が進展し、本県の平成16年の製造品出荷額等では、電気機械産業の出荷額が5年前と比較して約2倍に増加するなど、高い伸びを示している。

また、経済のソフト化・サービス化の進展により、サービス業を中心とした第三次産業の県内総生産に占める比率も高まっており、本県の産業構造は、いわゆる「重厚長大型産業」中心から、より成長性の高い産業分野への転換が進みつつある。

こうした中、本県では、内外の人々や企業から選ばれる魅力あふれる『元気な広島県』を実現するため、「産業の再生」を最重点課題として掲げ、「新たな産業づくり」、「本県経済を支える産業の持続的発展」などに重点的に取り組んでいるところであり、産業の競争力強化、高付加価値化を図るために必要となるIT技術の重要性はますます高まっている。

(2) 本県のIT化の現状と課題

ITは、製品やサービスの高付加価値化を図るための源泉であり、企業の競争力強化や経営革新、新事業創出等を実現するために不可欠となっている。

とりわけ、本県の基幹産業である製造業においては、ITと融合することによって、生産技術の高度化による高品質で独創的な製品開発や生産性の向上など、大きな成長の可能性を秘めている。本県産業の競争力強化、高付加価値化を図るためには、産業の情報化を一層促進する必要がある。

また、IT化の進展は、既存の企業間の連携や取引関係を大きく変化させており、企業の経営の効率化や経営革新を図るためには、ITを活用したネットワークの構築や電子商取引の導入など、IT化への対応が必要となっている。特に、県内の中小企業ではITの導入が遅れているため、ITを活用して経営革新が実現できるよう、中小企業の情報化を促進する必要がある。

産業活動を支える情報サービス業については、県内の企業数は平成16年度で全国第7位となり、全国を上回る伸びを示しているが、従業者数や年間売上高は、低い伸びにとどまっている。情報サービス業は、今後、大きな成長が期待される産業分野であり、新規創業の支援やベンチャー企業の育成などを通じて、IT関連産業の集積の促進に取り組む必要がある。

< 県内中小企業の情報化の状況 >

項目	平成17年度
中小企業における社内LAN導入状況	59.0%
中小企業における自社ホームページ開設状況	49.7%

※「県内企業の情報化・IT（情報技術）利用に関する実態調査」（平成17年8～9月実施）

< 情報サービス業の現状 >

区分	平成16年度	全国での位置付け	最近5年間の比較 (H16/H12)
企業数	212所	対73.0%、7位	1.06（全国0.94）
従業者数	8,575人	対71.5%、9位	1.01（全国1.03）
年間売上高	158,157百万円	対71.1%、9位	1.05（全国1.36）

※「経済産業省特定サービス産業実態調査報告書」

(3) 本県のIT化に向けた取組み

情報通信技術が急速に発展する中で、本県では、ITを様々な分野に取り入れ、県民だれもが、県内どこに住んでいても、いつでも高度な情報サービスを享受できる高度情報化社会の実現を目指して、「ITひろしま行動計画2005」を策定し、「IT社会を支える基盤整備」、「IT活用による産業創造」、「IT活用による快適でゆとりある生活実現」等に重点的に取り組んでいるところである。

特に、産業の情報化やIT関連産業の集積を促進し、本県産業の活性化・競争力強化を図っていくためには、情報化を支える人材の育成が不可欠であり、SE、プログラマー、ITコーディネータ等を育成するための研修や、中小企業を対象としたIT活用の実践研修、IT分野に関する職業訓練などを実施し、積極的にIT人材の育成に努めているところである。

5 構造改革特別区域計画の意義

今回申請する「ひろしまIT人材育成特区」は、産業の情報化やIT関連産業の集積の促進により、本県産業の活性化・競争力強化を図るため、その基盤となるIT人材の育成強化を目指すものである。

(1) 情報教育の充実とIT人材の裾野の拡大

この計画を実施することにより、県内の情報教育機関においては、履修計画等について経済産業大臣の同意が必要になることから、履修科目の充実やカリキュラムの効率化が図られ、より質の高い情報教育の実施が期待できる。

また、初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報処理技術者試験の一部受験料が免除となるため、受験生の負担が軽減され、合格率の向上及び合格者数の増加が期待される。

これにより、県外からも多数のIT人材の卵が本県に流入する等の相乗効果が生まれ、本県において、より多くの優秀なIT人材を育成、輩出することが可能となり、IT人材の裾野の拡大を図ることができる。

(2) IT社会の実現に向けた施策の強化

この計画の実施により、ITに関する基礎的な知識・技術を備えた人材を多数輩出することは、本県が推進している「IT社会を支える基盤整備プロジェクト」、「IT活用による産業創造プロジェクト」、「IT活用による教育改革プロジェクト」などの各種施策の実効性を高め、IT社会の実現に向けた施策の強化を図ることができる。

る。

これにより、本県が目指す「IT社会の姿～「創造的な産業活動の活弁な展開」,「新たな「教育県ひろしま」の創造」,「県民生活の充実」の実現に、大きく寄与することが期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

本県における「初級システムアドミニストレータ試験」及び「基本情報処理技術者試験」の合格率は、いずれも全国平均を下回っている。

この計画の実施により、県内の情報教育機関においては、履修科目や履修計画がより効果的・効率的な内容となり、質の高いプログラムの提供が期待されるとともに、受験者においても、午後に行われる実務的な分野の試験に集中することができるなど、大幅な負担の軽減が期待できる。

このため、当面、合格率を全国平均並みに向上させ、合格者数の増加を図ること目標として、積極的に計画の推進を図る。

また、本県において、より多くの優秀なIT人材が育成、輩出されることにより、県内企業によるIT人材の確保が容易となり、企業内での情報活用能力の向上や経営革新の進展、IT活用による新事業創出の促進、さらには、本県の産業活動を支える情報サービス業の活性化につながることを期待されることから、中小企業の情報化の進展と情報サービス業の売上高の増加を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

この計画の実施により、本県のIT人材の育成・強化を図り、産業の情報化やIT関連産業の集積の促進などを通じて、本県が目指す「元気な広島県」の実現に寄与するものである。

(1) 本県産業の活性化、競争力強化

IT人材の裾野が拡大し、本県のIT人材の高度化が促進されることにより、基幹産業の情報化が促進され、生産技術の高度化による高品質化や生産性の向上により、本県産業の高付加価値化、競争力強化が図られる。

また、産業活動を支える情報サービス業等においても、独自の技術力の強化等により企業活動が活発化、広域化が図られ、サービス産業の集積促進による本県の中核機能の強化が期待される。

(2) IT関連産業の集積促進

優秀なIT人材が多数輩出されることにより、IT関連のベンチャー企業などの創業が活発化することが期待される。また、IT人材の確保が容易となり、IT化が進んだ優秀な企業が多数存在するなど、IT関連企業にとって好ましい事業環境が整備されることにより、県外からのIT関連産業の立地が進み、本県におけるIT関連産業の集積の促進が期待される。

(3) 中小企業の経営革新

県内企業によるIT人材の確保が容易となり、企業内での情報活用能力が向上し、IT活用による新事業の創出や経営の効率化が促進され、中小企業の経営革新の進展が期待される。

(4) 雇用の創出

情報サービス業を始めとした県内企業は、即戦力となる質の高い人材を求めており、とりわけITに関しては企業人材の基礎的能力として重要視されている。この計画の実施を通じ、企業ニーズが高い初級システムアドミニストレータ及び基本情報処理技術者の資格取得者が増加することにより、企業の即戦力人材の確保が進み、若年者等の雇用の拡大に資することが期待される。

(5) 県民生活の向上

IT人材の裾野の拡大を通じて、県内産業の活性化や雇用の拡大が図られるとともに、情報サービス業を始めとしたサービス産業の活性化が図られることにより、県民に対し、安価で質の高いサービスの提供等が可能となり、県民生活のより一層の向上が図られるものと期待される。

8 特定事業の名称

1131 (1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132 (1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特定事業によるIT人材の育成を積極的に推進するとともに、その効果が最大限発揮できるよう、特定事業と密接に連携して、次の事業に取り組むこととしている。

(1) 高度IT人材の育成

特定事業を通じIT人材の裾野を拡大するとともに、次により、高度IT人材の育成を推進する。

- ITを活用した技術革新を担う高度IT人材を育成するため、(株)広島ソフトウェアセンター(国・県・産業界で設置)を通じて、ITプロフェッショナル育成研修等を積極的に推進する。
- 産業界のニーズにマッチした実践的なIT教育を実施していくため、県立広島大学と(株)広島ソフトウェアセンターが中心となり、経済産業省の「産学協同実践的IT教育基盤強化事業」等を活用し、実践的な教育カリキュラムの開発や人材育成に取り組む。

(2) 産業の情報化の支援

本県産業の競争力を強化していくためには、IT化に対応し、常に製品・サービスの高付加価値化や生産性の向上等を図ることが必要であり、次により、中小企業の情報化を積極的に支援する。

- 中小企業のITを活用した経営革新に向けた取組みを促進するため、(財)ひろしま産業振興機構を通じ、IT利活用の取組みに積極的な企業等を対象に、電子商取引の導入や電子商取引サイトの機能強化を支援する実践的な研修を実施する。
- 本県の基幹産業である製造業における設計、製造業務等のIT化に対応するため、(株)広島テクノプラザを通じて、3次元CAD、CAM、CAE等に関する高度で実践的な研修を実施する。
- 県内企業のIT利活用による経営革新を支援するため、(株)広島ソフトウェアセンターを始めとした産業支援機関や専門家等が密接な協力体制を構築し、国の「ちゅうごくIT経営応援隊事業」を通じた総合的な啓発事業等を実施する。

(3) IT関連産業の集積促進

IT関連産業は、今後も高い成長が見込まれる産業分野であり、次により、戦略的に集積促進を図る。

- 成長が見込まれるIT関連分野などを対象として、新事業の創出を促進するため、独自技術を保有する複数の企業等による共同研究グループが行う、実用化を念頭においた即効性の高い研究開発事業に対して、「ひろしま産業創生補助金」により支援を行う。
- 県・地域支援センター等による、起業から事業化・市場化まで企業の成長段階に応じたきめ細かな支援を行い、IT関連分野などのベンチャー創業や中小企業の第二創業の促進を図る。

別紙ー 1

1 特定事業の名称

修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
1131(1143)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人 上野学園 広島コンピュータ専門学校(広島市西区横川新町7-12)

学校法人 電子開発学園九州 広島情報専門学校(広島市南区比治山本町16-35)

学校法人 上野学園 広島電子専門学校(広島市中区千田町1丁目2-19)

学校法人 鶴学園 広島工業大学専門学校(広島市西区福島町2丁目1-1)

株式会社 大栄教育システム(広島市中区紙屋町2-2-2)

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

①初級システムアドミニストレータ講座(Aコース) 学校法人 上野学園 広島コンピュータ専門学校	別添資料1
②初級システムアドミニストレータ講座 ○大学併修系・システム系学科(B-1コース) ○マルチ系・ビジネス系学科(B-2コース) ○在校生以外対象コース(B-3コース) 学校法人 電子開発学園九州 広島情報専門学校	別添資料2 別添資料3 別添資料4
③初級システムアドミニストレータ講座(Cコース) 学校法人 上野学園 広島電子専門学校	別添資料5
④初級システムアドミニストレータ講座(Dコース) 学校法人 鶴学園 広島工業大学専門学校	別添資料6
⑤初級システムアドミニストレータ講座(Eコース) 株式会社 大栄教育システム(紙屋町校, 広島駅前校, 福山校)	別添資料7

※認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

○各校が定める出席率を満たして出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、独立行政法人情報処理推

進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

【各校が定める出席率】

- | | |
|---------------|-------------|
| ①広島コンピュータ専門学校 | 当該講座の8割以上 |
| ②広島情報専門学校 | 当該講座の3分の2以上 |
| ③広島電子専門学校 | 当該講座の8割以上 |
| ④広島工業大学専門学校 | 当該講座の8割以上 |
| ⑤大栄教育システム | 当該講座の8割以上 |

- ①広島コンピュータ専門学校において、平成16年4月14日から平成16年6月24日までの期間に同校で行った「ハードウェア」「オペレーティングシステム」「プログラム言語」「ソフトウェア」「コンピュータキクチャ」を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、別添資料13-①に掲げる補講講座を履修することにより、初級システムアドミニストレータ講座（Aコース）における履修計画を修了したものとし、修了試験の受験資格を得るものとする。また、平成17年6月24日までの期間に同校で行った「ハードウェア」「OS基礎」「ネットワーク基礎」「ソフトウェア」「情報処理演習」を履修し（別添資料13-②）、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、初級システムアドミニストレータ講座（Aコース）における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。
- ② 広島情報専門学校において、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの期間に同校で行った「コンピュータシステム」「システム設計」「ネットワークの基礎」及び「データベース」を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、別添資料14に掲げる補講講座を履修することにより、初級システムアドミニストレータ講座（B-1コース）における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。
- ③ 広島情報専門学校において、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間に同校で行った「EUC」を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、別添資料15に掲げる補講講座を履修することにより、初級システムアドミニストレータ講座（B-2コース）における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。
- ④ 広島電子専門学校において、平成16年9月29日から平成17年12月22日までの期間に同校で行った「コンピュータ概論」を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、別添資料16に掲げる補講講座を履修することにより、初級システムアドミニストレータ講座（Cコース）における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。
- ⑤ 広島工業大学専門学校において、平成16年4月1日から平成18年3月31日までの期間に同校で行った「コンピュータシステム」「システム設計」「ネットワーク知識」「ファイルとデータベース」及び「情報化と経営」を履修（別添資料17）し、かつ、修了認定に

係る試験日現在、同校に在学している者については、初級システムアドミニストレータ講座（Dコース）における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。

（3）修了認定に係る試験の実施方法

- 修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。
- 修了認定に係る試験会場は、当該講座が実施される施設とする。
- 試験問題は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用し、また、講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。
- 修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

当該特例措置を活用した事業の実施は、初級システムアドミニストレータ試験の午前試験が免除されることになり、受験者の負担軽減、受験機会の増加を促進による合格率の向上や合格者の拡大が図られ、多くの優秀な人材の確保が可能となる。

また、講座を開設する専門学校等の教育機関の指導力の向上や優秀な学生が本県に集まることにもつながり、IT関連産業の人材の確保や集積促進・振興に寄与するものと考えられる。

現時点では、当該特例措置を活用した事業実施を希望する団体は、本申請の事業主体5団体であるが、今後、希望する団体がある場合には、特区計画変更を行い事業主体に加えるものとする。

別紙－２

1 特定事業の名称

修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
1132(1144)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

学校法人 上野学園 広島コンピュータ専門学校（広島市西区横川新町7-12）
学校法人 電子開発学園九州 広島情報専門学校（広島市南区比治山本町16-35）
学校法人 穴吹学園 穴吹コンピュータ専門学校（広島県福山市東町2-3-6）
学校法人 上野学園 広島電子専門学校（広島市中区千田町1丁目2-19）
学校法人 鶴学園 広島工業大学専門学校（広島市西区福島町2丁目1-1）

3 当該規制の特例措置の適用を開始する日

計画認定の日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

①基本情報技術者講座（Aコース） 学校法人 上野学園 広島コンピュータ専門学校	別添資料8
②基本情報技術者講座（Bコース） 学校法人 電子開発学園九州 広島情報専門学校	別添資料9
③基本情報技術者講座（Cコース） 学校法人 穴吹学園 穴吹コンピュータ専門学校	別添資料10
④基本情報技術者講座（Dコース） 学校法人 上野学園 広島電子専門学校	別添資料11
⑤基本情報技術者講座（Eコース） 学校法人 鶴学園 広島工業大学専門学校	別添資料12

※認定講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

(2) 修了認定の基準

○各校が定める出席率を満たして出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

【各校が定める出席率】

- | | |
|---------------|-------------|
| ①広島コンピュータ専門学校 | 当該講座の8割以上 |
| ②広島情報専門学校 | 当該講座の3分の2以上 |

- | | |
|---------------|-----------|
| ③穴吹コンピュータ専門学校 | 当該講座の8割以上 |
| ④広島電子専門学校 | 当該講座の8割以上 |
| ⑤広島工業大学専門学校 | 当該講座の8割以上 |

① 広島コンピュータ専門学校において、平成16年4月14日から平成17年6月24日までの期間に同校で行った「ハードウェア」「アルゴリズム」「オペレーティングシステム」「OS基礎」「ソフトウェア」「コンピュータキチヤ」「ネットワーク基礎」「情報処理演習」を履修し（別添資料18-①及び18-②）、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、基本情報技術者講座（Aコース）における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。

② 広島情報専門学校において、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの期間に同校で行った「コンピュータシステム」「アルゴリズムとデータ構造」「システム設計」「ネットワークの基礎」及び「データベース」を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、別添資料19に掲げる補講講座を履修することにより、基本情報技術者講座（Bコース）における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。

③ 穴吹コンピュータ専門学校において、平成17年9月5日から平成18年1月27日までの期間に同校で行った「電子計算機概論講座」及び「アルゴリズム講座」を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、別添資料22に掲げる補講講座を履修することにより、基本情報技術者講座（Cコース）における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。

④ 広島電子専門学校において、平成16年4月16日から平成17年6月24日までの期間に同校で行った「コンピュータ概論」・「システム概論」及び「情報概論」を履修し、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、別添資料20に掲げる補講講座を履修することにより、基本情報技術者講座（Dコース）における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。

⑤ 広島工業大学専門学校において、平成16年4月1日から平成18年3月31日までの期間に同校で行った「コンピュータシステム」「システム設計」「アルゴリズム」「ネットワーク知識」「ファイルとデータベース」及び「情報化と経営」を履修し（別添資料21）、かつ、修了認定に係る試験日現在、同校に在学している者については、基本情報技術者講座（Eコース）における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験の受験資格を得るものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

○修了認定に係る試験は当該講座ごとに2回実施し、実施日は独立行政法人情報処理推進機構が定める日とする。

○修了認定に係る試験会場は、当該講座が実施される施設とする。

○試験問題は、独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用し、また、講座の修

了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。

○修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が行うものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

当該特例措置を活用した事業の実施は、基本情報技術者試験の午前試験が免除されることになり、受験者の負担軽減、受験機会の増加を促進による合格率の向上や合格者の拡大が図られ、多くの優秀な人材の確保が可能となる。

また、講座を開設する専門学校等の教育機関の指導力の向上や優秀な学生が本県に集まることにもつながり、IT関連産業の人材の確保や集積促進・振興に寄与するものと考えられる。

現時点では、当該特例措置を活用した事業実施を希望する団体は、本申請の事業主体6団体であるが、今後、希望する団体がある場合には、特区計画変更を行い事業主体に加えるものとする。